

社会福祉法第二種社会福祉事業による宿泊所について

1 定義(法第二条関係)

次に掲げる事業を第二種社会福祉事業とする。

生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業

2 第二種社会福祉事業の届出(法第六十九条関係)

国、都道府県、政令市及び中核市以外の者は、第二種社会福祉事業を開始したときは、事業開始の日から一月以内に、事業経営地の都道府県知事に次に掲げる事項を届け出なければならない。

- 一 経営者の名称及び主たる事務所の所在地
- 二 事業の種類及び内容
- 三 条例、定款その他の基本約款

3 市内宿泊所の届出等の状況

(平成25年7月1日現在)

宿泊所数	20箇所
定員数	853名

仮称南町自立支援施設 周辺図

